

## 支援チーム規程 (STR)

1. 支援者がレース海面付近で乗船した艇は、本規定を適用する。ペナルティーは、乗船している支援者が関係するチームへ行うものとする。
2. [NP] [DP] 競技者の安全な出艇を確保するため、支援者艇は、D旗掲揚前については出艇してよいが、最初のクラスのD旗掲揚から20分間は係留した棧橋から離岸してはならない。またこの時間帯は安全確保の活動を除きハーバー港内と港内からの出入口200m付近に待機してはいけない。
3. [NP] [DP] 支援者艇は、レース委員会艇、レース艇の付近およびハーバー内では低速で航行するなど安全に努めなければならない。
4. 支援者艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
5. [NP] 支援者艇は、レース委員会艇にオレンジ旗が掲揚されている間もしくはオレンジ旗が掲揚されてからレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、【添付図】にある支援者艇の制限区域に入ってはならない。
6. [DP] 支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
7. 規則37を以下の様に変更をする。レース委員会が音響1声とともに、V旗を掲揚した場合、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。この場合、本規定4、本規定5は適用されない。
8. [NP] [DP] 支援者艇は、故障時を除きアンカリングする場合は、【添付図】に示す指定の許可エリアで行うこと。また、アンカーにブイ等を付ける場合は、それらに大学名を記載すること。
9. [NP] [DP] 支援者艇のドライバーは、キルコードが装備されている艇については、操船中キルコードを適正に使用しなければならない。

**【添付図B】 「艇がレースをしているエリア」**

指示 20.5 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

この点線は、艇が帆走するであろう位置から距離 200m を示している。

スタート後、レース委員会信号艇の両端のレース委員会艇は、この位置にない場合がある。

